長久手市教育委員会の後援及び推薦に関する審査要綱の一部を次のように改 正する。

改正後	改正前
_(目的)	_(目 的)
第1条 この要綱は、教育、学術、文	第1条 この要綱は、教育、学術、文
化又はスポーツに関する事業 <u>(以下</u>	化又はスポーツに関する事業を実施
「事業等」という。)を実施する団	する団体の活動に対し、長久手市教
体の活動に対し、長久手市教育委員	育委員会(以下「委員会」という。)
会(以下「委員会」という。) が後援	が後援又は推薦(以下「後援等」)
又は推薦(以下「後援等」 <u>という。</u>)	を承認することに関し、必要な事項
を承認することに関し、必要な事項	を定めるものとする。
を定めるものとする。	
<u>(審査基準)</u>	(区分)
第2条 委員会が後援を承認できる事	第2条 前条に規定する後援等は、次
<u>業等は、次の各号のいずれかに該当</u>	<u>の区分によるものとする。</u>
<u>するものとする。</u>	(1) 後援 委員会が教育的見地から
(1) 国、県又は地方公共団体が主催	奨励することのできる催し物。
<u>(共催)するもの</u>	(2) 推薦 委員会が推薦するにふさ
(2) 事業等の内容、入場料、会場等	わしいと認める催し物。
が適当であると認められるもの	
2 前項に該当しないと委員会が判断	
<u>する事業等のうち、教育的見地から</u>	
<u>奨励することが妥当であると認めら</u>	
れる事業等については、推薦とする。	
3 前各項の規定にかかわらず、次の	
<u>各号のいずれかに該当すると認めら</u>	
れる場合には、後援等を承認するこ	
<u>とができない。</u>	
(1) 特定の営利業者が主催し、又は	
営利を目的とする行事であると	
認められるもの	
(2) 特定の目的を持った政治活動	
又は宗教活動であると認められ	
<u> るもの</u>	

- (3) 公安又は風俗を害するおそれ があるもの (4) 社会的悪影響を及ぼすおそれ があるもの (5) 暴力団又は暴力団員と関わり があると認められるもの (6) その他適当でないと認められ るもの (申請) (申 請) 第3条 事業等の後援等を受けようと 第3条 催し物の後援等を受けようと する者(以下「申請者」という。) する者は、申請書(様式1)に審査 は、申請書(様式1)を委員会に提 に必要な書類を添えて、委員会に提 出しなければならない。 出しなければならない。 2 申請書には、次の書類を添付する 2 手続に関する事務は、教育総務課で ものとする。 行うものとする。 (1) 役員名簿、規約等、主催する団 体がわかるもの (2) 開催要領等、事業内容がわかる **も**の (3) 収支予算書等、事業の収支明細 がわかるもの 3 前項の規定にかかわらず、前年度 又は今年度に委員会の後援等の実績 がある申請については、役員名簿、 規約等提出済の添付書類を省略する ことができる。 4 手続に関する事務は、教育総務課で 行うものとする。 (審查) (審 査) 第4条 委員会は、前条の申請を受け 第4条 委員会は、前条の申請を受け たときは、第2条の基準に従い審査 たときは、次条の基準に従い審査を 行うものとする。
- を行うものとする。
- 2 審査は、教育長が専決処分として 行うことができる。
- 2 審査は、教育長が行うことができ
- 3 前項の審査の場合、教育長はオブ 3 教育長は、前項の規定により審査

る。

ザーバーとして地方教育行政の組織 及び運営に関する法律第3条にいう 委員(以下「委員」という。)の意 見を聞くことができる。

4 教育長は、第2項の規定により審査を行った場合は、その結果を次の委員会に報告しなければならない。

を行った場合は、	その結果を次の委
員会に報告しなけ	ればならない。

(審査基準)

- 第5条 委員会が後援等を承認できる 催し物は、次の各号のいずれかに該 当するものとする。
 - (1) 国、県又は地方公共団体が主催 (共催) するもの
 - (2) 催し物の内容、入場料、会場等が適当であると認められるもの
 - (3) 過去に委員会が後援し、相当の 効果を挙げた実績のあるもの
- 2 委員会は、次の各号のいずれかに 該当すると認められた場合には、後 援等を承認することができない。
 - (1) 営利又は商業的宣伝を目的とする行事であると認められるもの
 - (2) 特定の目的を持った政治活動 又は宗教活動であると認められ るもの
 - (3) 公安又は風俗を害するおそれ があるもの
 - (4)社会的悪影響を及ぼすおそれがあるもの
 - (5) 暴力団又は暴力団員と関わりがあると認められるもの
 - (6) 地域が限定されており、市民を 対象としていないもの
 - (7) 存在及び組織が不明確で、事務 遂行能力が十分あると判断でき

(決定)

第5条 審査の結果、第2条に規定する基準について支障がないと認められるものについて、後援等を決定するものとする。

(通知)

第6条 (略)

(実績報告書)

策7条 (略)

(審査の内容)

第8条 審査の内容については、委員 会の<u>結果</u>報告以外は公表しないもの とする。

(効力)

第9条 事業等の内容等が申請内容と 相違すると認められた場合又は第2 条に規定する審査内容と相違し、後 援又は推薦を行う事業としてふさわ しくないと認められた場合は、当該 決定の効果は失われるとともに、当 該団体に対する今後の後援等を行わ ないものとする。

(その他)

第10条 (略)

様式1 (第3条関係)

ないもの

(8) その他適当でないと認められるもの

(決 定)

第6条 審査の結果、<u>前条</u>に規定する 基準について支障がないと認められ るものについて、後援等を決定する ものとする。

(通 知)

第7条 (略)

(実績報告書)

策8条 (略)

(審査の内容)

第9条 審査の内容については、委員 会の報告以外は公表しないものとす る。

(後援等の方法)

第10条 後援等の方法は、催し物について後援等を決定したつど、委員会が定めるものとする。

(効 力)

- 第11条 催し物の内容が変更された場合は、該当決定の効力は失われるものとする。
- 2 催物の内容等が申請内容と相違すると認められた場合又は第4条に規定する審査内容と相違し後援又は推薦を行う事業としてふさわしくないと認められた場合は、当該決定の効果は失われるとともに、当該団体に対する今後の後援等を行わないものとする。

(その他)

第12条 (略)

様式1 (第3条関係)

【別記1 参照】

様式2(第6条関係)

【別記2 参照】

様式3 (第6条関係)

【別記3 参照】

様式4 (第7条関係)

【別記4 参照】

様式2 (第7条関係)

様式3 (第7条関係)

様式4 (第8条関係)

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 長久手市教育委員会の後援及び推薦に関する審査要綱の規定は、施行日以 後の申請について適用し、施行日前の申請についての取扱いは、なお従前の 例による。 様式1 (第3条関係)

年 月 日

長久手市教育委員会 御中

申請者住所

団 体 名

代表者氏名

囙

連絡先電話番号

後援・推薦名義の使用について(依頼)

下記のとおり事業を開催しますので、後援又は推薦名義使用を承認してください。

記

T. MA					
事 業 名					
事業の目的					
主催					
開催の期日					
開催の場所					
対 象 者					
入 場 料 等	無 • 有(円)	参加予定人数		人
前回の開催日			後援等使用実績	無 •	有
他 の 後 援 等 ま 先					
内容					
	住所 〒				
担当者連絡先	氏名		電話		

- ・ 行事の開催要領、収支予算書、チラシ (チラシ案もしくは前回事業のチラシ)を添付してください。
- ・ 当該年度又は前年度に委員会が後援等を決定した事業を除き、上記の資料に加えて、会員(役員)名簿、規約等を添付してください。
- ・ 学生の発表会は、学校の発行するクラブ証明書を添付してください。
- ※ 自己又は自己の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条 第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと並びに前述の者と関係を有して いないことを誓約します。なお、市教育委員会が必要な場合には、愛知県警察本部に照会する

ことについて承諾し、当該照会に係る必要書類の提出 氏名 (署名)

を請求された場合には、当該請求に従うことを約束し

ます。

様式1 (第3条関係)

年 月 日

印

長久手市教育委員会 御中

 申請者
 住
 所

 団体名
 代表者氏名

連絡先電話番号

後援・推薦名義の使用について(依頼)

下記のとおり行事を開催しますので、後援・推薦名義使用を承認してください。

記

行 事 名	
行事の目的	
主催	
開催の期日	
開催の場所	
入 場 料	
対 象 者	
前回の開催日	
その他の後援・ 推 薦 依 頼 先	
内容	

- ・ 行事の予算書を添付すること。
- ・ 学生の発表会は、学校の発行するクラブ証明書を添付すること。
- ※ 自己又は自己の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号。)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に 該当しないこと並びに前述の者と関係を有していないことを誓約します。なお、市教育 委員会が必要な場合には、愛知県警察本部に照会する ことについて承諾し、当該照会に係る必要書類の提出 氏名(署名)

を請求された場合には、当該請求に従うことを約束します。

印

【別記2】改正後

様式2 (第6条関係)

第 号年 月 日

様

長久手市教育委員会

後援・推薦名義使用について(通知)

年 月 日付けにて申請のありました事業については、承認します。 なお、下記により必要事項については、本委員会に連絡されるよう申し添えます。

事業名:

承認結果:

記

- 1 申請内容が変更された場合は、本通知の効力を失うものとする。
- 2 事業完了後、30日以内に開催状況を事業実績報告書(様式4)及び開催事項、ポスター、 チラシ、招待状、新聞掲載記事等、本件関係印刷物等を提出すること。
- ※ 後援・推薦名義使用に際し、申請内容と実際の内容に相違があった場合、又は後援・推薦 事業としてふさわしくない行為があった場合は、直ちに承認を取り消しとし、今後一切の後 援・推薦は行いません。

連絡先:長久手市岩作城の内60番地1

長久手市教育委員会教育総務課

改正前

様式2 (第7条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

長久手市教育委員会

後援・推薦名義使用について(通知)

年 月 日付けにて申請のありました事業については、承認します。 なお、下記により必要事項については、本委員会に連絡されるよう申し添えます。

事業名:

承認結果:

記

- 1 申請内容が変更された場合は、本通知の効力を失うものとする。
- 2 開催事項、ポスター、ちらし、招待状、新聞掲載記事など、本件関係印刷物を提出すること。
- 3 事業完了後、30日以内に開催状況を事業実績報告書(様式4)により報告すること。
- ※ 後援・推薦名義使用に際し、申請内容と実際内容とに相違があった場合、または後援・推 薦事業としてふさわしくない行為があった場合は直ちに承認は取り消され、今後一切の後 援・推薦は行いません。

連絡先:長久手市岩作城の内60番地1

長久手市教育委員会教育総務課

【別記3】改正後

様式3 (第6条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

長久手市教育委員会

後援・推薦名義使用について(通知)

年 月 日付けにて申請のありました下記事業については、審査の結果承認できないことに決定しました。

事業名:

連絡先:長久手市岩作城の内60番地1

長久手市教育委員会教育総務課

改正前

様式3 (第7条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

長久手市教育委員会

後援・推薦名義使用について (通知)

年 月 日付けにて申請のありました下記事業については、承認しません。

事業名:

連絡先:長久手市岩作城の内60番地1

長久手市教育委員会教育総務課

【別記4】改正後

様式4 (第7条関係)

年 月 日

事業実績報告書

長久手市教育委員会 御中

住 所 団 体 名

代表者氏名

印

年 月 日付け 長教第 号にて承認のありました事業が 完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

承	認内	容	後援 · 推薦
事	業	名	
日		時	
場		所	
主		催	
他	の後援	等	
承	認	先	
参 入	加 人 場 者	数 数	
決	算	額	
開	催状	況	

※ 収支決算書、開催事項、ポスター、チラシ、招待状、新聞掲載記事等の添付をお願いします。

様式4 (第8条関係)

年 月 日

事業実績報告書

長久手市教育委員会 御中

住所団体名

代表者氏名

印

年 月 日刊り **長教**弟 完了しましたので、下記のとおり報告します。

年 月 日付け 長教第 号にて承認のありました事業が

記

承 認 内 容	後援 推薦
行 事 名	
日時	
場	
主 催	
その他の後援・ 推 薦 依 頼 先	
参 加 人 数 入 場 者 数	
決 算 額	
開催状況	



長久手市教育委員会の後援及び推薦に関する審査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、教育、学術、文化又はスポーツに関する事業(以下「事業等」という。)を実施する団体の活動に対し、長久手市教育委員会(以下「委員会」という。)が後援又は推薦(以下「後援等」という。)を承認することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査基準)

- 第2条 委員会が後援を承認できる事業等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 国、県又は地方公共団体が主催(共催)するもの
 - (2) 事業等の内容、入場料、会場等が適当であると認められるもの
- 2 前項に該当しないと委員会が判断する事業等のうち、教育的見地から奨励することが妥当であると認められる事業等については、推薦とする。
- 3 前各項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、後援等を承認することができない。
 - (1) 特定の営利業者が主催し、又は営利を目的とする行事であると認められるもの
 - (2) 特定の目的を持った政治活動又は宗教活動であると認められるもの
 - (3) 公安又は風俗を害するおそれがあるもの
 - (4) 社会的悪影響を及ぼすおそれがあるもの
 - (5) 暴力団又は暴力団員と関わりがあると認められるもの
 - (6) その他委員会の後援又は推薦として適当でないと認められるもの (申請)
- 第3条 事業等の後援等を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、申請書(様式1)を委員会に提出しなければならない。
- 2 申請書には、次の書類を添付するものとする。
 - (1) 役員名簿、規約等、主催する団体がわかるもの
 - (2) 開催要領等、事業内容がわかるもの
 - (3) 収支予算書等、事業の収支明細がわかるもの

- 3 前項の規定にかかわらず、前年度又は今年度に委員会の後援等の実績がある申請については、役員名簿、規約等提出済の添付書類を省略することができる。
- 4 手続に関する事務は、教育総務課で行うものとする。 (審査)
- 第4条 委員会は、前条の申請を受けたときは、第2条の基準に従い審査を 行うものとする。
- 2 審査は、教育長が専決処分として行うことができる。
- 3 前項の審査の場合、教育長はオブザーバーとして地方教育行政の組織及 び運営に関する法律第3条にいう委員(以下「委員」という。)の意見を 聞くことができる。
- 4 教育長は、第2項の規定により審査を行った場合は、その結果を次の委員会に報告しなければならない。

(決定)

第5条 審査の結果、第2条に規定する基準について支障がないと認められるものについて、後援等を決定するものとする。

(通知)

- 第6条 前条の規定により、後援等の承認を決定した場合には、名義使用通知書(様式2)により申請者に通知するものとする。
- 2 後援等の承認をしなかった場合には、名義使用通知書(様式3)により申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

策7条 前条の承認を受けた者は、事業完了後30日以内に事業実績報告書 (様式4)を委員会に提出しなければならない。

(審査の内容)

第8条 審査の内容については、委員会の結果報告以外は公表しないものとする。

(効力)

第9条 事業等の内容等が申請内容と相違すると認められた場合又は第2 条に規定する審査内容と相違し、後援又は推薦を行う事業としてふさわし くないと認められた場合は、当該決定の効果は失われるとともに、当該団 体に対する今後の後援等を行わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、後援等の審査について必要な事項 は委員会で定める。

附則

この要綱は、昭和62年7月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年7月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 長久手市教育委員会の後援及び推薦に関する審査要綱の規定は、施行日 以後の申請について適用し、施行日前の申請についての取扱いは、なお従 前の例による。

年 月 日

長久手市教育委員会 御中

申請者住所

団 体 名

代表者氏名

印

連絡先電話番号

後援・推薦名義の使用について(依頼)

下記のとおり事業を開催しますので、後援又は推薦名義使用を承認してください。

記

事業	名										
事業の目	的										
主	催										
開催の期	日										
開催の場	所										
対 象	者										
入 場 料	等	無 •	有(円)	参加予定人数					人
前回の開催	日					後援等使用実績	2	無	•	有	
他 の 後 援 申 請	等 先										
内	容										
担当者連絡	生	住所	₹								
15日14 医桁)	<i>/</i> L	氏名				電話					

- ・ 行事の開催要領、収支予算書、チラシ (チラシ案もしくは前回事業のチラシ)を添付してください。
- ・ 当該年度又は前年度に委員会が後援等を決定した事業を除き、上記の資料に加えて、会員(役員)名簿、規約等を添付してください。
- ・ 学生の発表会は、学校の発行するクラブ証明書を添付してください。
- ※ 自己又は自己の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条 第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと並びに前述の者と関係を有して いないことを誓約します。なお、市教育委員会が必要な場合には、愛知県警察本部に照会する

ことについて承諾し、当該照会に係る必要書類の提出 氏名 (署名)

を請求された場合には、当該請求に従うことを約束し

ます。

 第
 号

 年
 月

 日

様

長久手市教育委員会

後援・推薦名義使用について(通知)

年 月 日付けにて申請のありました事業については、承認します。 なお、下記により必要事項については、本委員会に連絡されるよう申し添えます。

事業名:

承認結果:

記

- 1 申請内容が変更された場合は、本通知の効力を失うものとする。
- 2 事業完了後、30日以内に開催状況を事業実績報告書(様式4)及び開催事項、ポスター、 チラシ、招待状、新聞掲載記事等、本件関係印刷物等を提出すること。
- ※ 後援・推薦名義使用に際し、申請内容と実際の内容に相違があった場合、又は後援・推薦 事業としてふさわしくない行為があった場合は、直ちに承認を取り消しとし、今後一切の後 援・推薦は行いません。

連絡先:長久手市岩作城の内60番地1

長久手市教育委員会教育総務課

様式3 (第6条関係)

第号年月日

様

長久手市教育委員会

後援・推薦名義使用について(通知)

年 月 日付けにて申請のありました下記事業については、審査の結果承認できないことに決定しました。

事業名:

連絡先:長久手市岩作城の内60番地1

長久手市教育委員会教育総務課

年 月 日

事業実績報告書

長久手市教育委員会 御中

住所団体名

代表者氏名

印

年 月 日付け 長教第 号にて承認のありました事業が 完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

承	認内	容	後援 · 推薦
事	業	名	
日		時	
場		所	
主		催	
他	の後援	等	
承	認	先	
参 入	加 場 者	数 数	
決	算	額	
開	催 状	況	

※ 収支決算書、開催事項、ポスター、チラシ、招待状、新聞掲載記事等の添付をお願いします。

長久手市教育委員会の後援及び推薦名義使用申請事務に関する内規の一部を 次のように改正する。

改正後

改正前

(目的)

第1条 この内規は、「長久手市教育委員会の後援及び推薦に関する審査要綱」(以下「要綱」という。)の事務において、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請)

- 第2条 <u>毎月の申請書の締め切りは、</u> 10日迄に教育総務課が受付をした ものとする。
- 2 申請があったときは、教育総務課 において提出書類を確認し、後援等 審査票(様式1)による1次審査を 行う。

(目 的)

第1条 この内規は、<u>長久手市教育委員会(以下「委員会」という。)の後援又は推薦(以下「後援等」という。)</u>の申請事務において、必要な事項を定めることを目的とする。

(申 請)

- 第2条 <u>催し物の</u>後援等を受けようと する者は、申請書(様式1)を教育 総務課に提出しなければならない。
- 2 申請書には、次の書類を添付するものとする。
 - (1) 役員名簿、規約、沿革等主催する団体のわかるもの
 - (2) 開催要領等、事業内容のわかる もの
 - (3) 収支予算書
 - (4) 学生の発表会は、学校の発行するクラブ証明書
 - (5) その他、チラシ案等委員会が必 要と認める書類
- 3 前項の規定にかかわらず、前年度 又は今年度に委員会の後援等実績の ある申請については、役員名簿、規 約、沿革等提出済の添付書類を省略 することができる。

(事務処理)

- 第3条 後援等の申請に関する事務 は、教育総務課が所管する。
- 2 申請があったときは、教育総務課 において提出書類を確認し、後援等 審査票による1次審査を行う。<u>1次</u> 審査後、申請書を受領する。

(意見書)

第3条 1次審査の結果、事業の内容が学校教育に関する内容以外の内容であると判断された場合、教育総務課長は担当課に意見書の提出を求めることができる。その際、申請書及び1次審査で使用した後援等審査票を提示しなければならない。

(意見交換)

- 第4条 要綱第4条第3項の規定に基 づく意見を聞く場合は、次の各号の いずれかに該当する場合とする。
 - (1) 初めて委員会に申請書が提出 された事業の場合
 - (2) 過去に後援等の実績がある が、当該年度又は前年度に委員 会の後援等の実績がない場合
 - (3) 事業内容等を同じくする継続 的な事業で、委員会が当該申請 の後援等を決定することが4か 年度目にあたる場合
 - (4) 前各号に定めるもののほか、 教育長が特に必要と認める場合 (承認日)
- 第5条 意見交換において後援等を決 定した事業については、意見交換で 後援等を決定した日を承認日とす る。

(承認の変更及び取消し)

第6条 (略)

様式1 (第2条関係)

【別記1 参照】

(意見書)

第4条 1次審査の結果、催し物の内容が学校教育に関する内容以外の内容であると判断された場合、教育総務課長は担当課に意見書の提出を求めることができる。その際、申請者から提出された資料及び1次審査で使用した後援等審査票を提示しなければならない。

(決 定)

- 第5条 1次審査及び各担当課の意見 書の結果に基づき、教育長は催し物 の後援等を承認するか否かを決定す ることができる。
- 2 教育長は催し物の内容から判断 し、後援又は推薦の区分を決定する ことができる。

(委員会)

第6条 教育長は、申請のあった催し 物について、審査の結果を委員会で 報告しなければならない。

(承認の変更及び取消し)

第7条 (略)

附則

この内規は、平成26年8月1日から施行する。

後援等審査票

書類	審査項目	チェック	補足
申請書	記入漏れがない(暴力団と関わりがないことの誓約等)		
•新規	営利、商業的宣伝を目的としていない		
•継続	政治活動又は宗教活動ではない		
	他に後援等依頼先がある		
	参加料・入場料の有無		
	継続⇒前回の開催日、開催場所、後援団体		
	教育委員会へ後援等を申請する理由(催し物の教育的価値)		
	参加者への周知方法		
会則·沿革· 名簿	教育委員会として後援できる団体か 団体の目的・会員(入会要件・職種等)・活動実 績・事務遂行能力等		
	誰を対象とし、何を目的とした催し物か		
	参加者が限定されておらず、市民が参加しやすいか		
	催し物の内容が具体的に計画されているか		
実施要領等	開催時間・場所、タイムスケジュール、参加見込数等		
	開催に至る経緯		
	会場設定、講師・スタッフの人選等		
	利益が発生していないか		
収支予算書	入場料等が発生する場合、料金設定は適当か		
HP掲載	「長久手市教育委員会後援名義等許可事業ホームページ掲載運用要領」第3条の条件を満たしているか		



長久手市教育委員会の後援及び推薦名義使用申請事務に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、「長久手市教育委員会の後援及び推薦に関する審査要綱」(以下「要綱」という。)の事務において、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請)

- 第2条 毎月の申請書の締め切りは、10日迄に教育総務課が受付をしたものとする。
- 2 申請があったときは、教育総務課において提出書類を確認し、後援等審 査票(様式1)による1次審査を行う。

(意見書)

第3条 1次審査の結果、事業の内容が学校教育に関する内容以外の内容であると判断された場合、教育総務課長は担当課に意見書の提出を求めることができる。その際、申請書及び1次審査で使用した後援等審査票を提示しなければならない。

(意見交換)

- 第4条 要綱第4条第3項の規定に基づく意見を聞く場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 初めて委員会に申請書が提出された事業の場合
 - (2) 過去に後援等の実績があるが、当該年度又は前年度に委員会の後援等の実績がない場合
 - (3) 事業内容等を同じくする継続的な事業で、委員会が当該申請の後援等を決定することが4か年度目にあたる場合
 - (4) 前各号に定めるもののほか、教育長が特に必要と認める場合 (承認日)
- 第5条 意見交換において後援等を決定した事業については、意見交換で後援等を決定した日を承認日とする。

(承認の変更及び取消し)

第6条 委員会に対し、承認を受けた事業の内容に変更が生じる又は既に受

けた承認を取り下げると連絡があった場合、教育長の判断により変更を認める場合を除き承認を取り消すこととする。

付 則

この要項は平成25年7月1日から施行する。

附則

この内規は、平成26年8月1日から施行する。

後援等審査票

書類	審査項目	チェック	補足
申請書	記入漏れがない(暴力団と関わりがないことの誓約等)		
 •新規	営利、商業的宣伝を目的としていない		
 •継続	政治活動又は宗教活動ではない		
	他に後援等依頼先がある		
	参加料・入場料の有無		
	継続⇒前回の開催日、開催場所、後援団体		
	教育委員会へ後援等を申請する理由(催し物の教育的価値)		
	参加者への周知方法		
会則·沿革· 名簿	教育委員会として後援できる団体か 団体の目的・会員(入会要件・職種等)・活動実 績・事務遂行能力等		
	誰を対象とし、何を目的とした催し物か 参加者が限定されておらず、市民が参加しやすいか		
	催し物の内容が具体的に計画されているか		
実施要領等	開催時間・場所、タイムスケジュール、参加見込数等		
	開催に至る経緯		
	会場設定、講師・スタッフの人選等		
	利益が発生していないか		
収支予算書	入場料等が発生する場合、料金設定は適当か		
HP掲載	「長久手市教育委員会後援名義等許可事業ホームページ掲載運用要領」第3条の条件を満たしているか		